

柏崎刈羽原子力発電所第6号機 設計及び工事計画審査資料	
資料番号	KK6 本文-046 (比較表) 改0
提出年月日	2023年10月12日

先行審査プラントの記載との比較表
(非常用取水設備の基本設計方針)

2023年10月

東京電力ホールディングス株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表 (非常用取水設備の基本設計方針)

島根原子力発電所第2号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第6号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>第1章 共通項目</p> <p>非常用取水設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件, 5.8 電気設備の設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>非常用取水設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件, 5.8 電気設備の設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 非常用取水設備</p> <p>1.1 非常用取水設備の基本設計方針</p> <p>設計基準事故に対処するために必要となる原子炉補機冷却海水系に使用する海水を取水し, 導水するための流路を構築するため, 7号機のスクリーン室 (「重大事故等時のみ6,7号機共用」(以下同じ。)), 7号機の取水路 (「重大事故等時のみ6,7号機共用」(以下同じ。)), 補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽を設置することにより冷却に必要な海水を確保できる設計とする。なお, 7号機のスクリーン室, 7号機の取水路, 補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽は, 海と接続しており容量に制限がなく必要な取水容量を十分に有している。【33条25】</p> <p>また, 基準津波に対して, 原子炉補機冷却海水ポンプが引き波時においても機能保持できるよう, 7号機の海水貯留堰 (重大事故等時のみ6,7号機共用) を設置することにより冷却に必要な十分な容量の海水が確保できる設計とする。【33条26】</p> <p>非常用取水設備の海水貯留堰(「重大事故等時のみ6,7号機共用」, 「6号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用」(以下同じ。)), スクリーン室(「重大事故等時のみ6,7号機共用」, 「6号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用」(以下同じ。)), 取水路(「重大事故等時のみ6,7号機共用」, 「6号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用」(以下同じ。)), 補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽は, 設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから, 流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【62条20】【62条29】【63条34】【63条47】【63条51】【63条54】【63条59】【64条15】【64条22】【64条36】【64条41】【65条12】【69条42】【71条14】【71条17】</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 非常用取水設備</p> <p>1.1 非常用取水設備の基本設計方針</p> <p>設計基準事故に対処するために必要となる原子炉補機冷却海水系に使用する海水を取水し, 導水するための流路を構築するため, 6号機のスクリーン室 (「重大事故等時のみ6,7号機共用」(以下同じ。)), 6号機の取水路 (「重大事故等時のみ6,7号機共用」(以下同じ。)), 補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽を設置することにより冷却に必要な海水を確保できる設計とする。なお, 6号機のスクリーン室, 6号機の取水路, 補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽は, 海と接続しており容量に制限がなく必要な取水容量を十分に有している。【33条25】</p> <p>また, 基準津波に対して, 原子炉補機冷却海水ポンプが引き波時においても機能保持できるよう, 6号機の海水貯留堰 (重大事故等時のみ6,7号機共用) を設置することにより冷却に必要な十分な容量の海水が確保できる設計とする。【33条26】</p> <p>非常用取水設備の海水貯留堰(「重大事故等時のみ6,7号機共用」, 「7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用」(以下同じ。)), スクリーン室(「重大事故等時のみ6,7号機共用」, 「7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用」(以下同じ。)), 取水路(「重大事故等時のみ6,7号機共用」, 「7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用」(以下同じ。)), 補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽は, 設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから, 流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【62条20】【62条29】【63条34】【63条47】【63条51】【63条54】【63条59】【64条15】【64条22】【64条36】【64条41】【65条12】【69条42】【71条14】【71条17】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設工認申請号機の違いによる差異 ・設工認申請号機の違いによる差異 ・設工認申請号機の違いによる差異

青字: 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

先行審査プラントの記載との比較表 (非常用取水設備の基本設計方針)

島根原子力発電所第2号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第6号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>2. 設備の共用</p> <p>非常用取水設備である海水貯留堰, スクリーン室及び取水路は, 共用により自号機だけでなく他号機の海水取水箇所も使用することで, 安全性の向上を図れることから, 6号機及び7号機で共用する設計とする。【71条18】</p> <p>これらの設備は, 共用により悪影響を及ぼさないよう, 6号機及び7号機に必要な取水容量を十分に有する設計とする。なお, 海水貯留堰, スクリーン室及び取水路は, 重大事故等時のみ6号機及び7号機共用とする。【71条19】</p>	<p>2. 設備の共用</p> <p>非常用取水設備である海水貯留堰, スクリーン室及び取水路は, 共用により自号機だけでなく他号機の海水取水箇所も使用することで, 安全性の向上を図れることから, 6号機及び7号機で共用する設計とする。【71条18】</p> <p>これらの設備は, 共用により悪影響を及ぼさないよう, 6号機及び7号機に必要な取水容量を十分に有する設計とする。なお, 海水貯留堰, スクリーン室及び取水路は, 重大事故等時のみ6号機及び7号機共用とする。【71条19】</p>	<p>・差異なし</p> <p>・差異なし</p>
	<p>3. 主要対象設備</p> <p>非常用取水設備の対象となる主要な設備について, 「表1 非常用取水設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>3. 主要対象設備</p> <p>非常用取水設備の対象となる主要な設備について, 「表1 非常用取水設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>・差異なし</p>